

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

雑損控除

Q：隣家の火災により住宅が類焼してしまいました。税法上、何か控除してもらえるのでしょうか。

A：所得税法では、納税者が災害、盗難、横領によって生活用資産などに損害を受けたときは、次の算式により計算した金額を所得から差し引くことができます。これを雑損控除といいます。

【算式】

①、②のいずれか多い金額が雑損控除額

①＝損失額－総所得金額等の合計額×10%

②＝損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

損失の金額には、保険金や損害賠償金などで補てんされる金額は除かれます。

災害関連支出とは、災害、盗難、横領に関連するやむを得ない支出（例えば後片づけ費用など）をいいます。

この雑損控除を受けるためには、「損害を受けた資産の明細書」（税務署に用意）を確定申告書に添付してください。

また、災害関連支出の金額がある場合には、領収書を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

なお、災害による損害については、この控除に代えて、災害減免法による所得税の軽減免除を受けられる場合があります。

